

ふるさと土屋ホームページ運営委員会会則

(会の名称及び事務局)

第1条 この会はふるさと土屋ホームページ運営委員会および事務局と称し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 このホームページは、土屋地域内の人たち・関係諸団体・関係機関が緊密な関係を図り、調和を保ちながら、地域の発展に貢献・寄与しやすい環境作りを行う事を目的とする。

(会の方針と活動)

第3条 この会は第2条の目的のために次の活動をします。

1. 地域内の情報の収集と発信
2. 地域内情報の蓄積
3. ホームページの運営
4. ホームページの普及・発展のための各種活動
5. その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 この会は土屋地域内の各種団体・関係機関の構成員、土屋地域内に在住在勤する者他で、この会の目的に賛同をする者をもって構成する。

(構成員及び役員)

第5条 この会の構成員及び役員は次の通りです。

1. 運営委員会

会 長：土屋地区自治会連合会会長

副会長：上惣領自治会長・惣領分自治会長・大庶子分自治会長・大寺分自治会長
公民館長・土屋小学校校長

顧 問：神奈川大学

2. 事務局

(1) 構成委員

土屋小学校PTAより : 会長および成人委員会より1名

土屋小学校より : 教務

公民館より : 主事

土沢地区教育力ネットワークより : 1名

子供会育成会より : 1名

神奈川大学より : 教員1名・学生代表若干名 他

賛同する個人・団体

(2) 役員・担当の任期

役員・担当の任期は1年とし再任は妨げない。なお役員が欠けた場合、後任の任期は前任者の残留任期とする。

(3) 役員・担当及びその選出

この会に次の様な役員・担当を置き、その選出は構成員の互選によって行うものとする。

事務局長 : 1名

書記・連絡係 : 1名

内容確認担当 : 1名

記載・システム担当 : 若干名

情報収集 : 事務局構成員 および 有志

編集 : 事務局構成員

(運営委員会)

- 第6条 運営委員会は第6条の運営委員会構成メンバーによって開催され、会長が招集する。
会長は次の事項を決議する
- (1) 会則の変更
 - (2) 予算等
 - (3) その他必要と認める事項

(事務局会議)

- 第7条 事務局会議は必要に応じて随時開くことが出来、事務局長が招集する。
事務局会議ではふるさと土屋ホームページ運営に当たり、次の事を行います。
- (1) 役員の選出
 - (2) ホームページの作成
 - (3) ホームページの情報収集及び記載の運営に係わること
 - (4) その他

(ふるさと土屋ホームページ開設におけるその利用に関するガイドライン)

- 第8条 このガイドラインは、土屋地域において、インターネットを利用した地域活動するに当たり、
人 権を守り、安全かつ効果的な活動が出来るように必要なことを定める。
1. このホームページは、地域の発展に貢献寄与するために次の方針に従って運営する。
 1. 特定政党や宗教にかたよらない。
 2. 営利だけを目的とする行為は行わない。
 3. この会、又は、この会の役員の名で公私の選挙運動には関係しない。
 4. 第三者の権利を侵害する行為、第三者に対する非難中傷及び差別につながる行為は行わない。
 5. 地域の各種団体・機関と協力する。
 2. ホームページ管理者
ホームページに記載する内容の管理及びパスワードの管理等の管理が必要ことは、その重要度により運営委員会および事務局にて行う。
 3. 記載情報の著作権等
ホームページに記載する情報(文章・図画・写真・音楽等)については、著作権、肖像権、知的所有権に十分配慮し、権利所有者の承諾を得た上で掲載しなければならない。
 4. 個人情報の保護
個人の人権を尊重し、安全を確保する観点から、写真を掲載しようとする場合は個人が特定(写真と名前・住所等が一致するなど)できないようにしなければならない。ただし、行事や作品・活動成果の紹介その他、活動を進める上で個人が特定出来る写真を掲載することが特に必要であると管理者が認めた時は、掲載される本人の承諾を得た場合に限り掲載することができる。
 5. 掲載情報に対する指摘への対応
ホームページに記載された情報について、閲覧者から指摘を受けた場合は管理者間で協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 6. ホームページの無断転載の禁止及び著作権等に関する条件の明記等
管理者はホームページ上に無断転載の禁止及び著作権等に関する必要な事項を明記すると共に、情報の不正使用の防止に努めなければならない。
 7. ホームページのリンクの許諾
他のホームページをリンクさせる場合は、管理者の許可を得た後にリンク先の承諾を得ることとし、反対に他のホームページからのリンクを許諾する場合も管理者の許可を得ることとする。

付則 この会則は平成16年度4月1日より施行する。